

社 労 連 第 2 5 2 号
平成 2 4 年 6 月 6 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正及び診断書の項目改正について

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省年金局事業管理課長より別紙のとおり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページ「会員専用ページ」に掲載しておりますことを申し添えます。

(担当：業務部企画課)

事務連絡
平成24年5月29日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正及び
診断書の項目改正について

標記について、別添1及び別添2のとおり、日本年金機構及び共済組合
(国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校
振興・共済事業団) あて通知されましたので、お知らせします。



(別添1)

年管発 0529 第 1 号
平成 24 年 5 月 29 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について

国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）別表第1及び別表第2に規定する障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成14年3月15日庁保発第12号）により取り扱っているところであるが、近年の医学的知見を反映して、認定基準及び認定要領を見直すとともに、表現や例示の明確化を図るため、関係の専門家による審議等を踏まえ、今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部を別紙1から3までのとおり改正し、平成24年9月1日から適用することとしたので通知する。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）により従前の例によることとされた改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定に基づく障害給付に係る障害の程度の認定については、それぞれ「国民年金障害等級認定基準」（昭和54年11月1日庁保発第31号）及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」（昭和54年11月1日庁保発第32号）並びに「厚生年金保険の障害認定要領」（昭和52年7月15日庁保発第20号）により取り扱うものであることを申し添える。



年管発 0529 第 1 号
平成 24 年 5 月 29 日

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について

国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 1 及び別表第 2 に規定する障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号）により取り扱われているところですが、近年の医学的知見を反映して、認定基準及び認定要領を見直すとともに、表現や例示の明確化を図るため、関係の専門家による審議等を踏まえ、今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部を別紙 1 から 3 までのとおり改正し、平成 24 年 9 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により従前の例によることとされた改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定に基づく障害給付に係る障害の程度の認定については、それぞれ「国民年金障害等級認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 31 号）及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 32 号）並びに「厚生年金保険の障害認定要領」（昭和 52 年 7 月 15 日庁保発第 20 号）により取り扱うものであることを申し添えます。



年管発 0529 第 1 号
平成 24 年 5 月 29 日

地方公務員共済組合連合会理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について

国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 1 及び別表第 2 に規定する障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号）により取り扱われているところですが、近年の医学的知見を反映して、認定基準及び認定要領を見直すとともに、表現や例示の明確化を図るため、関係の専門家による審議等を踏まえ、今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部を別紙 1 から 3 までのとおり改正し、平成 24 年 9 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により従前の例によることとされた改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定に基づく障害給付に係る障害の程度の認定については、それぞれ「国民年金障害等級認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 31 号）及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 32 号）並びに「厚生年金保険の障害認定要領」（昭和 52 年 7 月 15 日庁保発第 20 号）により取り扱うものであることを申し添えます。



年管発 0529 第 1 号
平成 24 年 5 月 29 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について

国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 1 及び別表第 2 に規定する障害の程度の認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号）により取り扱われているところですが、近年の医学的知見を反映して、認定基準及び認定要領を見直すとともに、表現や例示の明確化を図るため、関係の専門家による審議等を踏まえ、今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部を別紙 1 から 3 までのとおり改正し、平成 24 年 9 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により従前の例によることとされた改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定に基づく障害給付に係る障害の程度の認定については、それぞれ「国民年金障害等級認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 31 号）及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」（昭和 54 年 11 月 1 日庁保発第 32 号）並びに「厚生年金保険の障害認定要領」（昭和 52 年 7 月 15 日庁保発第 20 号）により取り扱うものであることを申し添えます。

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第1 一般的事項）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第1 一般的事項 1 (略) 2 傷 病 (1) (略) (2) 「起因する疾病」とは、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかったであろうというように、前の疾病又は負傷との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものである。 3 (略) 4 障害認定日 「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、請求する傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日又は1年6月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいう。 5 傷病が治った場合 「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいう。 6 事後重症による年金 「事後重症による年金」とは、傷病により障害の状態にあるものが、障害認定日において政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなかった場合で、当該傷病による障害により65歳に達する日の前日までに、政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当し、かつ、65歳に達する日の前日までに裁定請求のあった場合に支給する年金をいう。 7 基準傷病、基準障害、はじめて2級による年金 (1) 「基準傷病」とは、既に発している傷病による障害と、新たに発した傷病（既に発している傷病の初診日以後に初診日のある傷病に限る。）による障害を併合して、初めて、障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態に至った場合における新たに発した当該傷病をいう。 (2)・(3) (略)	第1 一般的事項 1 (略) 2 傷 病 (1) (略) (2) 「起因する疾病」とは、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかったであろうというように、前の疾病との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものである。 3 (略) 4 障害認定日 「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、初診日から起算して1年6月を経過した日又は1年6月以内に治った場合には治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいう。 5 傷病が治った状態 「傷病が治った状態」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態で、かつ、残存する症状が自然経過により到達すると認められる最終の状態（症状が固定）に達したときをいう。 6 事後重症による年金 「事後重症による年金」とは、傷病により障害の状態にあるものが、障害認定日において政令で定める程度の障害の状態に該当しなかった場合で、当該傷病による障害により65歳に達する日の前日までに、政令で定める障害の程度の障害に該当し、かつ、65歳に達する日の前日までに裁定請求のあった場合に支給する年金をいう。 7 基準傷病、基準障害、はじめて2級による年金 (1) 「基準傷病」とは、既に発している傷病による障害の程度と、新たに発した傷病（既に発している傷病の初診日以後に初診日のある傷病に限る。）による障害の程度を併合して、初めて、障害の程度が2級以上に該当する状態に至った場合における新たに発した当該傷病をいう。 (2)・(3) (略)

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第7節／肢体の障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
第3 障害認定に当たっての基準			第3 障害認定に当たっての基準		
第1章 障害等級認定基準			第1章 障害等級認定基準		
第7節／肢体の障害			第7節／肢体の障害		
肢体の障害による障害の程度は、「上肢の障害」、「下肢の障害」、「体幹・脊柱の機能の障害」及び「肢体の機能の障害」に区分し、次により認定する。			肢体の障害による障害の程度は、「上肢の障害」、「下肢の障害」、「体幹・脊柱の機能の障害」及び「肢体の機能の障害」に区分し、次により認定する。		
第1 上肢の障害			第1 上肢の障害		
1 認定基準			1 認定基準		
上肢の障害については、次のとおりである。			上肢の障害については、次のとおりである。		
令別表	障害の程度	障害の状態	令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢の用を全く廃したもの」という。）	国年令別表	1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢の用を全く廃したもの」という。）
		両上肢のすべての指を欠くもの（以下「両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）			両上肢のすべての指を欠くもの（以下「両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
		両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢のすべての指の用を全く廃したもの」という。）			両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢のすべての指の用を全く廃したもの」という。）
	2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの（以下「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）		2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの（以下「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
		両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの」という。）			両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの」という。）
		一上肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「一上肢の用を全く廃したもの」という。）			一上肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「一上肢の用を全く廃したもの」という。）
		一上肢のすべての指を欠くもの（以下「一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）			一上肢のすべての指を欠くもの（以下「一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
		一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの（以下「一上肢のすべての指の用を全く廃したもの」という。）			一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの（以下「一上肢のすべての指の用を全く廃したもの」という。）
		<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u>			

厚 年 令	別 表 第 1	3 級	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を 廃したもの 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に 著しい障害を残すもの 一上肢のおや指及びひとさし指を失った もの又はおや指若しくはひとさし指を 併せ一上肢の3指以上を失ったもの (以下「一上肢のおや指及びひとさし指 を近位指節間関節(おや指にあっては 指節間関節)以上で欠くもの又はおや指 若しくはひとさし指を併せ、一上肢の 3指を近位指節間関節(おや指にあって は指節間関節)以上で欠くもの」と いう。) おや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4指の用を廃したもの <u>身体の機能に、労働が著しい制限を受け るか、又は労働に著しい制限を加える ことを必要とする程度の障害を残すもの</u>	厚 年 令	別 表 第 1	3 級	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を 廃したもの 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に 著しい障害を残すもの 一上肢のおや指及びひとさし指を失った もの又はおや指若しくはひとさし指を 併せ一上肢の3指以上を失ったもの (以下「一上肢のおや指及びひとさし指 を近位指節間関節(おや指にあっては 指節間関節)以上で欠くもの又はおや指 若しくはひとさし指を併せ、一上肢の 3指を近位指節間関節(おや指にあって は指節間関節)以上で欠くもの」と いう。) おや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4指の用を廃したもの
	別 表 第 2	障害手当金	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい 機能障害を残すもの 長管状骨に著しい転位変形を残すもの 一上肢の2指以上を失ったもの(以下 「一上肢の2指以上を近位指節間関節 (おや指にあっては指節間関節)以上で 欠くもの」という。) 一上肢のひとさし指を失ったもの(以下 「一上肢のひとさし指を近位指節間関節 以上で欠くもの」という。) 一上肢の3指以上の用を廃したもの ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を 廃したもの 一上肢のおや指の用を廃したもの <u>身体の機能に、労働が制限を受けるか、 又は労働に制限を加えることを必要と する程度の障害を残すもの</u>		別 表 第 2	障害手当金	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい 機能障害を残すもの 長管状骨に著しい転位変形を残すもの 一上肢の2指以上を失ったもの(以下 「一上肢の2指以上を近位指節間関節 (おや指にあっては指節間関節)以上で 欠くもの」という。) 一上肢のひとさし指を失ったもの(以下 「一上肢のひとさし指を近位指節間関節 以上で欠くもの」という。) 一上肢の3指以上の用を廃したもの ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を 廃したもの 一上肢のおや指の用を廃したもの

2 認定要領

上肢の障害は、機能障害、欠損障害及び変形障害に区分する。

(1) 機能障害

ア 「両上肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両上肢の用を全く廃したもの」とは、両上肢の3大関節中それぞれ2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(7) 不良肢位で強直しているもの

(4) 関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの

(9) 筋力が著減又は消失しているもの

2 認定要領

上肢の障害は、機能障害、欠損障害及び変形障害に区分する。

(1) 機能障害

なお、認定に当たっては、一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

イ 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一上肢の用を全く廃したもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したものの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの

(ウ) 筋力が著減又は消失しているもの

ウ 「身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、両上肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙「身体機能の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）をいう。

なお、認定に当たっては、一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

エ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時（起床より就寝まで）固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいう。

オ 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の3分の2以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時ではないが、固定装具を必要とする程度の動揺関節、習慣性脱臼）をいう。

（注）関節に著しい機能障害がない場合であっても、関節に機能障害を残すもの（「関節の他動可動域が健側の他動可動域の5分の4以下に制限されたもの」又は「これと同程度の障害を残すもの（例えば、固定装具を必要としない程度の動揺関節、習慣性脱臼）」をいう。）に該当する場合は、第2章「併合等認定基準（併合判定参考表の12号）」にも留意すること。

カ 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「上肢の指の用を全く廃したもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、瘻痕による指の埋没又は不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのと同程度の機能障害があるものをいう。

キ 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいう。

ク 「指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

エ 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一上肢の用を全く廃したもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したものの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の最大他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

(ウ) 筋力が著減又は消失しているもの

イ、両上肢の用を全く廃した場合には、上肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活動作において次のような動作を行うことが全くできないものである。

(ア) さじで食事をする

(イ) 顔を洗う（顔に手のひらをつける）

(ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）

(エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）

(オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）

(カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）

ウ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の自動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいう。

エ 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動域が健側の自動可動域の3分の2以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すものをいう。

オ 「関節に機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動域が健側の自動可動域の5分の4以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、ウ以外の動揺関節、習慣性脱臼）をいう。

カ 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「上肢の指の用を全く廃したもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、瘻痕による指の埋没又は不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのと同程度の機能障害があるものをいう。

キ 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいう。

ク 「指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (7) 指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの
 (4) 中手指節関節(MP)又は近位指節間関節(P I P)
 (おや指にあっては、指節間関節(I P))に著しい運動障害
 (他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限
 されたもの)を残すもの

ケ 「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に
 著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」と
 とは、一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの(例えば、
 一上肢の3大関節中1関節が不良肢位で強直しているもの)又は
 両上肢に機能障害を残すもの(例えば、両上肢の3大関節中
 それぞれ1関節の筋力が半減しているもの)をいう。

なお、両上肢に障害がある場合の認定に当たっては、
 一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における
 動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的
 に認定する。

コ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、
 次により取り扱う。

(7) 一上肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭又は人工関節
 をそう入置換したものや両上肢の3大関節中1関節以上に
 それぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは
 3級と認定する。

ただし、そう入置換してもなお、一上肢については
 「一上肢の用を全く廃したものの」程度以上に該当するとき、
 両上肢については「両上肢の機能に相当程度の障害を残す
 もの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定
 する。

(4) 障害の程度を認定する時期は、人工骨頭又は人工関節を
 そう入置換した日(初診日から起算して1年6月以内の日
 に限る。)とする。

サ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を
 加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、一上肢
 に機能障害を残すもの(例えば、一上肢の3大関節中1関節の
 筋力が半減しているもの)をいう。

シ 前腕の他動可動域が健側の他動可動域の4分の1以下に
 制限されたものは、上記サと同程度の障害を残すもの(第2章
 「併合等認定基準(併合判定参考表の10号)」)とする。

ス 日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。

- (7) さじで食事をする
 (4) 顔を洗う(顔に手のひらをつける)
 (9) 用便の処置をする(ズボンの前のところに手をやる)
 (5) 用便の処置をする(尻のところに手をやる)
 (6) 上衣の着脱(かぶりシャツを着て脱ぐ)
 (6) 上衣の着脱(ワイシャツを着てボタンをとめる)

(2) 欠損障害

ア 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、
 その有効長が0のものをいう。

「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの」
 とは、必ず両上肢のおや指を基部から欠き、それに加えて、
 両上肢のひとさし指又は中指を基部から欠くものである。

イ 「指を失ったもの」とは、おや指については指節間関節
 (I P)、その他の指については近位指節間関節(P I P)

- (7) 指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの
 (4) 中手指節関節(MP)又は近位指節間関節(P I P)
 (おや指にあっては、指節間関節(I P))に著しい運動障害
 (自動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限
 されたもの)を残すもの

(2) 欠損障害

ア 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、
 その有効長が0のものをいう。

「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの」
 とは、必ず両上肢のおや指を基部から欠き、それに加えて、
 両上肢のひとさし指又は中指を基部から欠くものである。

イ 「指を失ったもの」とは、おや指については指節間関節
 (I P)、その他の指については近位指節間関節(P I P)

以上で欠くものをいう。

なお、いずれも切断又は離断による障害の程度を認定する時期は、原則として、切断又は離断をした日（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。

ただし、障害手当金を支給すべきときは、創面が治癒した日とする。

(3) 変形障害

ア 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（偽関節は、骨幹部又は骨幹端部に限る。）

(ア) 上腕骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

(イ) 橈骨及び尺骨の両方に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

なお、いずれも運動機能に著しい障害はないが、上腕骨、橈骨又は尺骨に偽関節を残すもの（「一上肢に偽関節を残すもの」という。）は、障害手当金（第2章「併合等認定基準（併合判定参考表の8号）」に相当するものとして認定する。

イ 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 上腕骨に変形を残すもの

(イ) 橈骨又は尺骨に変形を残すもの

ただし、変形とは外部から観察できる程度（15度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱わない。

(4) 関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価

測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

エ 関節の運動に関する評価については、各関節の主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。

なお、各関節の主要な運動は次のとおりである。

部 位	主要な運動
肩 関 節	屈曲・外転
肘 関 節	屈曲・伸展
手 関 節	背屈・掌屈
前 腕	回内・回外
手 指	屈曲・伸展

イ 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。

ただし、両側に障害を有する場合にあっては、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。

ロ 各関節の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。

(ア) 筋力 (イ) 巧緻性 (ウ) 速さ (エ) 耐久性

なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺

以上で欠くものをいう。

(3) 変形障害

ア 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（偽関節は、骨幹部又は骨幹端部に限る。）

(ア) 上腕骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

(イ) 橈骨及び尺骨の両方に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

なお、運動機能に著しい障害はないが、上腕骨、橈骨又は尺骨に偽関節を残すもの（「一上肢に偽関節を残すもの」という。）は、併合判定参考表の8号とする。

イ 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 上腕骨に変形を残すもの

(イ) 橈骨又は尺骨に変形を残すもの

ただし、変形とは外部から観察できる程度（15度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱わない。

(4) 関節可動域の測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

(5) 関節可動域の評価については、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。

(6) 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。

ただし、両側に障害を有する場合にあっては、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。

(7) 関節可動域の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。

ア.筋力 イ.巧緻性 ウ.速度 エ.耐久性

となっているもの)については、上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状態から上肢の障害を総合的に認定する。

(8) 切断又は離断による障害の程度を認定する時期は、原則として切断又は離断をした日(障害手当金を支給すべきときは、創面が治癒した日)とする。

(9) 一上肢の3大関節のうち、1関節が不良肢位強直の場合にあつては、本節「第4 肢体の機能の障害」に準じ、「一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」(3級)に該当するものとして認定する。

(10) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、原則として次により取り扱う。

ア 一上肢の3大関節のうち、1関節又は2関節に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの又は両上肢の3大関節のうち、1関節にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定するが、そう入置換してもなお「一上肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。

イ 障害の程度を認定する時期は、人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第7節／肢体の障害）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前				
第2 下肢の障害				第2 下肢の障害				
1 認定基準				1 認定基準				
下肢の障害については、次のとおりである。				下肢の障害については、次のとおりである。				
令別表		障害の程度	障害の状態	令別表		障害の程度	障害の状態	
国年令 別 表	1 級	1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの （以下「両下肢の用を全く廃したもの」 という。）	1 級	1 級	1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの （以下「両下肢の用を全く廃したもの」 という。）	
			両下肢を足関節以上で欠くもの				両下肢を足関節以上で欠くもの	
	2 級	2 級	両下肢のすべての指を欠くもの（以下 「両下肢の10趾を中足趾節関節以上で 欠くもの」という。）	2 級	2 級	両下肢のすべての指を欠くもの（以下 「両下肢の10趾を中足趾節関節以上で 欠くもの」という。）		
			一下肢の機能に著しい障害を有するもの （以下「一下肢の用を全く廃したもの」 という。）			一下肢の機能に著しい障害を有するもの （以下「一下肢の用を全く廃したもの」 という。）		
			一下肢を足関節以上で欠くもの			一下肢を足関節以上で欠くもの		
			<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静 を必要とする病状が前各号と同程度以上 と認められる状態であって、日常生活が 著しい制限を受けるか、又は日常生活に 著しい制限を加えることを必要とする 程度のもの</u>					
厚年令 別 表 第 1	3 級	3 級	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を 廃したもの	3 級	3 級	3 級	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を 廃したもの	
			長管状骨に偽関節を残し、運動機能に 著しい障害を残すもの				長管状骨に偽関節を残し、運動機能に 著しい障害を残すもの	
			一下肢をリスフラン関節以上で失った もの				一下肢をリスフラン関節以上で失った もの	
			両下肢の10趾の用を廃したもの				両下肢の10趾の用を廃したもの	
	障害手当金	障害手当金	障害手当金	<u>身体の機能に、労働が著しい制限を受け るか、又は労働に著しい制限を加える ことを必要とする程度の障害を残すもの</u>	障害手当金	障害手当金	障害手当金	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい 機能障害を残すもの
				一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい 機能障害を残すもの				一下肢を3センチメートル以上短縮した もの
				一下肢を3センチメートル以上短縮した もの				長管状骨に著しい転位変形を残すもの
				長管状骨に著しい転位変形を残すもの				一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失った もの（以下「一下肢の第1趾又は他の4趾 を中足趾節関節以上で欠くもの」と いう。）
				一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失った もの（以下「一下肢の第1趾又は他の4趾 を中足趾節関節以上で欠くもの」と いう。）				一下肢の5趾の用を廃したもの
				一下肢の5趾の用を廃したもの				<u>身体の機能に、労働が制限を受けるか、 又は労働に制限を加えることを必要と する程度の障害を残すもの</u>
				<u>身体の機能に、労働が制限を受けるか、 又は労働に制限を加えることを必要と する程度の障害を残すもの</u>				

2 認定要領

下肢の障害は、機能障害、欠損障害、変形障害及び短縮障害に区分する。

(1) 機能障害

ア 「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両下肢の用を全く廃したもの」とは、両下肢の3大関節中それぞれ2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(7) 不良肢位で強直しているもの

(4) 関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの

(9) 筋力が著減又は消失しているもの

ただし、両下肢それぞれの膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように、両下肢の3大関節中単にそれぞれ1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その両下肢を歩行時に使用することができない場合には、「両下肢の用を全く廃したもの」と認定する。

なお、認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

イ 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一下肢の用を全く廃したもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(7) 不良肢位で強直しているもの

(4) 関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの

(9) 筋力が著減又は消失しているもの

ただし、膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合には、「一下肢の用を全く廃したもの」と認定する。

ウ 「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、両下肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）をいう。

なお、認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

エ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時（起床より就寝まで）固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいう。

オ 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の3分の2以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時ではないが、

2 認定要領

下肢の障害は、機能障害、欠損障害、変形障害及び短縮障害に区分する。

(1) 機能障害

ア 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一下肢の用を全く廃したもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(7) 不良肢位で強直しているもの

(4) 関節の最大他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

(9) 筋力が著減又は消失しているもの

ただし、膝関節のみが100度屈位の強直である場合のように単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合及び一側下肢長が他側下肢長の4分の1以上短縮している場合には、「一下肢の用を全く廃したもの」と認定する。

イ 両下肢の用を全く廃した場合には、杖、松葉杖、下肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活動作において次のような動作を行うことが全くできないものである。

(7) 立ち上がる

(4) 歩く

(9) 片足で立つ

(2) 階段を登る

(2) 階段を降りる

ウ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の自動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいう。

エ 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動域が健側の自動可動域の3分の2以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すものをいう。

固定装具を必要とする程度の動揺関節、習慣性脱臼)をいう。

(注) 関節に著しい機能障害がない場合であっても、関節に機能障害を残すもの(「関節の他動可動域が健側の他動可動域の5分の4以下に制限されたもの」又は「これと同程度の障害を残すもの(例えば、固定装具を必要としない程度の動揺関節、習慣性脱臼)」をいう。)に該当する場合は、第2章「併合等認定基準(併合判定参考表の12号)」にも留意すること。

カ 「足趾の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(7) 第1趾は、末節骨の2分の1以上、その他の4趾は遠位趾節間関節(DIP)以上で欠くもの

(4) 中足趾節関節(MP)又は近位趾節間関節(PIP)(第1趾にあっては、趾節間関節(IP))に著しい運動障害(他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの

なお、両下肢に障害がある場合の認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

キ 「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの(例えば、一下肢の3大関節中1関節が不良肢位で強直しているもの)又は両下肢に機能障害を残すもの(例えば、両下肢の3大関節中それぞれ1関節の筋力が半減しているもの)をいう。

なお、両下肢に障害がある場合の認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

ク 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、次により取り扱う。

(7) 一下肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものや両下肢の3大関節中1関節以上にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定する。

ただし、そう入置換してもなお、一下肢については「一下肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するとき、両下肢については「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。

(4) 障害の程度を認定する時期は、人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。

ケ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、一下肢に機能障害を残すもの(例えば、一下肢の3大関節中1関節の筋力が半減しているもの)をいう。

コ 日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。

(7) 片足で立つ

(4) 歩く(屋内)

(2) 歩く(屋外)

オ 「関節に機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動域が健側の自動可動域の5分の4以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの(例えば、ウ以外の動揺関節、習慣性脱臼)」をいう。

カ 「足趾の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(7) 第1趾は、末節骨の2分の1以上、その他の4趾は遠位趾節間関節(DIP)以上で欠くもの

(4) 中足趾節関節(MP)又は近位趾節間関節(PIP)(第1趾にあっては、趾節間関節(IP))に著しい運動障害(自動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの

- (エ) 立ち上がる
- (オ) 階段を上る
- (カ) 階段を下りる

(2) 欠損障害

ア 「足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいう。

イ 「趾を欠くもの」とは、中足趾節関節(MP)から欠くものをいう。

なお、いずれも切断又は離断による障害の程度を認定する時期は、原則として、切断又は離断をした日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。

ただし、障害手当金を支給すべきときは、創面が治癒した日とする。

(3) 変形障害

ア 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。(偽関節は、骨幹部又は骨幹端部に限る。)

(7) 大腿骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

(イ) 脛骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
 なお、いずれも運動機能に著しい障害はないが、大腿骨又は脛骨に偽関節を残すもの(「一下肢に偽関節を残すもの」という。)は、障害手当金(第2章「併合等認定基準(併合判定参考表の8号)」)に相当するものとして認定する。

イ 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(7) 大腿骨に変形を残すもの

(イ) 脛骨に変形を残すもの(腓骨のみに変形を残すものについても、その程度が著しい場合はこれに該当する)

ただし、変形とは外部から観察できる程度(15度以上わん曲して不正ゆ合したもの)以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なく癒着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱わない。

(4) 短縮障害

下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測による。

ア 一下肢が健側の長さの4分の1以上短縮した場合は、「一下肢の用を全く廃したもの」に該当するものとして認定する。

イ 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短縮した場合は、「一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当するものとして認定する。

(5) 関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価

測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

ア 関節の運動に関する評価については、各関節の主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。

なお、各関節の主要な運動は次のとおりである。

(2) 欠損障害

ア 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいう。

イ 「趾を欠くもの」とは、中足趾節関節(MP)から欠くものをいう。

(3) 変形障害

ア 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。(偽関節は、骨幹部又は骨幹端部に限る。)

(7) 大腿骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

(イ) 脛骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
 なお、運動機能に著しい障害はないが、大腿骨又は脛骨に偽関節を残すもの(「一下肢に偽関節を残すもの」という。)は、併合判定参考表の8号とする。

イ 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(7) 大腿骨に変形を残すもの

(イ) 脛骨に変形を残すもの(腓骨のみに変形を残すものについても、その程度が著しい場合はこれに該当する)

ただし、変形とは外部から観察できる程度(15度以上わん曲して不正ゆ合したもの)以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なく癒着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱わない。

(4) 短縮障害

下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測による。

(5) 関節可動域の測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

(6) 関節可動域の評価については、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。

部 位	主要な運動
股 関 節	屈曲・伸展
膝 関 節	屈曲・伸展
足 関 節	背屈・底屈
足 指	屈曲・伸展

イ 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。

ただし、両側に障害を有する場合には、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。

ウ 各関節の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。

(7) 筋力 (4) 巧緻性 (7) 速さ (エ) 耐久性

なお、他動可動域による評価が適切ではないもの(例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの)については、上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状況から下肢の障害を総合的に認定する。

(7) 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。

ただし、両側に障害を有する場合には、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。

(8) 関節可動域の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。

ア.筋力 イ.巧緻性 ウ.速度 エ.耐久性

(9) 切断又は離断による障害の程度を認定する時期は、原則として、切断又は離断をした日(障害手当金を支給すべきときは、創面が治癒した日)とする。

(10) 一下肢の3大関節のうち、1関節が不良肢位強直の場合及び一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短縮した場合は、本節「第4 肢体の機能の障害」の「一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」(3級)に該当するものとして認定する。

(11) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、原則として次により取り扱う。

ア 一下肢の3大関節のうち、1関節又は2関節に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの又は両下肢の3大関節のうち、1関節にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定するが、そう入置換してもなお「一下肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。

イ 障害の程度を認定する時期は、人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日(初診日から1年6月以内の日に限る。)とする。

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第7節／肢体の障害）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前				
第3 体幹・脊柱の機能の障害				第3 体幹・脊柱の機能の障害				
1 認定基準				1 認定基準				
体幹・脊柱の機能の障害については、次のとおりである。				体幹・脊柱の機能の障害については、次のとおりである。				
令別表	障害の程度	障害の状態		令別表	障害の程度	障害の状態		
国年令別表	1 級	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの		国年令別表	1 級	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの		
		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの				身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの		
	2 級	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの			2 級	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの		
		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの				身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		
厚年令	別表第1	3 級	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	厚年令	別表第1	3 級	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
	別表第2	障害手当金	脊柱の機能に障害を残すもの		別表第2	障害手当金	脊柱の機能に障害を残すもの	
2 認定要領				2 認定要領				
(1) 体幹の機能の障害				(1) 体幹の機能の障害				
体幹の機能障害は、高度体幹麻痺を後遺した脊髄性小児麻痺、脳性麻痺等によって生じるものである。				体幹の機能障害は、高度体幹麻痺を後遺した脊髄性小児麻痺、脳性麻痺等によって生ずるものである。				
ア 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいい、「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位又は坐位から自力のみで立ち上れず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることができ程度の障害をいう。				ア 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいい、「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位又は坐位から自力のみで立ち上れず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることができ程度の障害をいう。				
イ 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいう。				イ 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいう。				
(2) 脊柱の機能の障害				(2) 脊柱の機能の障害				
脊柱の機能障害は、脊柱の脱臼骨折又は強直性脊椎炎等によって生じるもので、荷重機能障害と運動機能障害がある。				Ⅱ 脊柱の機能障害は、脊柱の脱臼骨折又は強直性脊椎炎等によって生じるもので、荷重機能障害と運動機能障害がある。				

ア 荷重機能障害は、脊柱の支持機能の障害で、日常生活及び労働に及ぼす影響が大きいので重視する必要がある。

なお、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、日常生活における動作が一人でできるが非常に不自由な場合又はこれに近い状態をいう。

イ 日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。

- (ア) ズボンの着脱(どのような姿勢でもよい)
- (イ) 靴下を履く(どのような姿勢でもよい)
- (ウ) 座る(正座、横すわり、あぐら、脚なげ出し)
- (エ) 深くおじぎ(最敬礼)をする
- (オ) 立ち上がる

ウ 運動機能障害は、基本的には、前屈・後屈運動のみの測定で可とするが、脊柱全体の運動機能をみる必要がある場合は回旋・側屈を測定し認定する。

(7) 「脊柱の機能に著しい障害を残すもの」とは、脊柱又は背部・軟部組織の明らかな器質的变化のため、脊柱の他動可動域が参考可動域の2分の1以下に制限されたものをいう。

(1) 「脊柱の機能に障害を残すもの」とは、脊柱又は背部・軟部組織の明らかな器質的变化のため、脊柱の他動可動域が参考可動域の4分の3以下に制限されている程度のものや頭蓋・上位頸椎間の著しい異常可動性が生じたものをいう。
しかし、傷病の部位がゆ合してその部位のみについてみると運動不能であっても、他の部位が代償して脊柱に運動障害は軽度あるいはほとんど認められない場合が多いので、脊柱全体の運動機能、すなわち、前記イのような日常生活における動作を考慮し認定する。

三 脊柱可動域の測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

オ 神経機能障害との関係

認定に当たっては、単に脊柱の運動障害のみでなく、随伴する神経系統の障害を含め、総合的に認定する。

イ 荷重機能障害は、脊柱の支持機能の障害で、日常生活及び労働に及ぼす影響が大きいので重視する必要がある。

ウ 運動機能障害は、基本的には、前屈・後屈運動のみの測定で可とするが、脊柱全体の運動機能をみる必要がある場合は回旋・側屈を測定し認定する。

しかし、傷病の部位がゆ合してその部位のみについてみると運動不能であっても、他の部位が代償して脊柱に運動障害は軽度あるいはほとんど認められない場合が多いので、脊柱全体の運動機能、すなわち、次のような日常生活動作の障害を考慮し認定する。

- (ア) ズボンの着脱(どのような姿勢でもよい)
- (イ) 靴下を履く(どのような姿勢でもよい)
- (ウ) 座る(正座、横すわり、あぐら、脚なげ出し)
- (エ) 立ち上がる
- (オ) 深くおじぎ(最敬礼)をする

エ 脊柱の障害により、身辺の処理等がかかるうじて可能な程度のもは、2級と認定する。

オ 「脊柱の機能に著しい障害を残すもの」とは、脊柱又は背部・軟部組織の明らかな器質的变化のため、脊柱の自動可動域が参考可動域の2分の1以下に制限されたものをいう。

カ 「脊柱の機能に障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(7) 脊柱又は背部・軟部組織の明らかな器質的变化のため、脊柱の自動可動域が参考可動域の4分の3以下に制限されている程度のもの

(1) 頭蓋・上位頸椎間の著しい異常可動性が生じたもの

キ 脊柱可動域の測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

ク 神経機能障害との関係

認定に当たっては、単に脊柱の運動障害のみでなく、随伴する神経系統の障害を含め、総合的に認定する。

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第7節／肢体の障害）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
第4 肢体の機能の障害				第4 肢体の機能の障害			
1 認定基準				1 認定基準			
肢体の機能の障害については、次のとおりである。				肢体の機能の障害については、次のとおりである。			
令別表		障害の程度	障害の状態	令別表		障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	国年令別表	1 級		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	2 級		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		2 級		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚年令	別表第1	3 級	身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	厚年令	別表第1	3 級	身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
				厚年令	別表第2	障害手当金	身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
2 認定要領				2 認定要領			
(1) 肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害(脳血管障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、進行性筋ジストロフィー等)の場合には、本節「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹・脊柱の機能の障害」に示したそれぞれの認定基準と認定要領によらず、「第4 肢体の機能の障害」として認定する。				(1) 肢体の機能の障害は、原則として、本節「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹・脊柱の機能の障害」に示した認定要領に基づいて認定を行うが、 <u>脳卒中等の脳の器質障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、多発性関節リウマチ、進行性筋ジストロフィー等の多発性障害の場合には、関節個々の機能による認定によらず、関節可動域、筋力、日常生活動作等の身体機能を総合的に認定する。</u>			
(2) 肢体の機能の障害の程度は、 <u>関節可動域、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定する。</u> <u>なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定する。</u>				(2) 肢体の機能の障害の程度は、 <u>運動可動域のみでなく、筋力、運動の巧緻性、速度、耐久性及び日常生活動作の状態から総合的に認定を行うが、各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</u>			
(3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。							

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	1. 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2. 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの
2 級	1. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 四肢に機能障害を残すもの
3 級	一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの

(注) 肢体の機能の障害が両上肢、一上肢、両下肢、一下肢、体幹及び脊柱の範囲内に限られている場合には、それぞれの認定基準と認定要領によって認定すること。

なお、肢体の機能の障害が上肢及び下肢の広範囲にわたる場合であって、上肢と下肢の障害の状態が相違する場合には、障害の重い肢で障害の程度を判断し、認定すること。

(4) 日常生活における動作と身体機能との関連は、厳密に区別することができないが、おおむね次のとおりである。

ア 手指の機能

- (7) つまむ(新聞紙が引き抜けない程度)
- (イ) 握る(丸めた週刊誌が引き抜けない程度)
- (ウ) タオルを絞る(水をきれる程度)
- (エ) ひもを結ぶ

イ 上肢の機能

- (7) さじで食事をする
- (イ) 顔を洗う(顔に手のひらをつける)
- (ウ) 用便の処置をする(ズボンの前の方に手をやる)
- (エ) 用便の処置をする(尻のところに手をやる)
- (オ) 上衣の着脱(かぶりシャツを着て脱ぐ)
- (カ) 上衣の着脱(ワイシャツを着てボタンをとめる)

ウ 下肢の機能

- (7) 片足で立つ
- (イ) 歩く(屋内)
- (ウ) 歩く(屋外)
- (エ) 立ち上がる
- (オ) 階段を上る
- (カ) 階段を下りる

なお、手指の機能と上肢の機能とは、切り離して評価することなく、手指の機能は、上肢の機能の一部として取り扱う。

(5) 身体機能の障害の程度と日常生活における動作の障害との関係を参考として示すと、次のとおりである。

ア 「用を全く廃したもの」とは、日常生活における動作のすべてが「一人で全くできない場合」又はこれに近い状態をいう。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	1. 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2. 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの
2 級	1. 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 3. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 4. 四肢の機能に障害を残すもの
3 級	1. 一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 3. 両上肢に機能障害を残すもの 4. 両下肢に機能障害を残すもの 5. 一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの
障害手当金	1. 一上肢に機能障害を残すもの 2. 一下肢に機能障害を残すもの

(3) 日常生活動作と身体機能との関連は、厳密に区別することができないが、おおむね次のとおりである。

ア 手指の機能

- (7) つまむ(新聞紙が引き抜けない程度)
- (イ) 握る(丸めた週刊誌が引き抜けない程度)
- (ウ) タオルを絞る(水をきれる程度)
- (エ) ひもを結ぶ

イ 上肢の機能

- (7) さじで食事をする
- (イ) 顔を洗う(顔に手のひらをつける)
- (ウ) 用便の処置をする(ズボンの前の方に手をやる)
- (エ) 用便の処置をする(尻のところに手をやる)
- (オ) 上衣の着脱(かぶりシャツを着て脱ぐ)
- (カ) 上衣の着脱(ワイシャツを着てボタンをとめる)

ウ 下肢の機能

- (7) 立ち上がる
- (イ) 歩く
- (ウ) 片足で立つ
- (エ) 階段を登る
- (オ) 階段を下りる

(4) 身体機能の障害の程度と日常生活動作の障害との関係を参考として示すと、次のとおりである。

ア 「用を全く廃したもの」とは、日常生活動作のすべてが「一人で全くできない場合」又はこれに近い状態をいう。

イ 「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいう。

ウ 「機能障害を残すもの」とは、日常生活における動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできてもやや不自由な場合」をいう。

イ 「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいう。

ウ 「機能障害を残すもの」とは、日常生活動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできてもやや不自由な場合」をいう。

(5) (3)で示した手指の機能と上肢の機能とは、切り離して評価することなく、手指の機能は、上肢の機能の一部として取り扱う。

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第9節／神経系統の障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第9節／神経系統の障害 2 認定要領 (1)～(3) (略) <u>(4) 神経系の障害により次のいずれかの状態を呈している場合は、原則として初診日から起算して1年6月を経過した日以前であつても障害認定日として取り扱う。</u> <u>ア 脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から6月経過した日以後に、医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるとき。</u> <u>イ 現在の医学では、根本的治療方法がない疾病であり、今後の回復は期待できず、初診日から6月経過した日以後において気管切開下での人工呼吸器（レスピレーター）使用、胃ろう等の恒久的な措置が行われており、日常の用を弁ずることができない状態であると認められるとき。</u>	第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第9節／神経系統の障害 2 認定要領 (1)～(3) (略)

国 民 年 金 ・ 厚 生 年 金 保 険

障 害 認 定 基 準

平成 24 年 9 月 1 日改正

(P1～2、15～28、48～49 差替え)

第 1 一 般 的 事 項

1 障害の状態

障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表（厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）第 3 条の 8 において厚生年金保険の 1 級及び 2 級の障害の状態とされる場合を含む。以下「国年令別表」という。）、厚生年金保険法施行令別表第 1（以下「厚年令別表第 1」という。）及び厚生年金保険法施行令別表第 2（以下「厚年令別表第 2」という。）に定める程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいう。

2 傷 病

- (1) 「傷病」とは、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を総称したものをいう。
- (2) 「起因する疾病」とは、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかったであろうというように、前の疾病又は負傷との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものである。

3 初診日

「初診日」とは、障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。

4 障害認定日

「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、請求する傷病の初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日又は 1 年 6 月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいう。

5 傷病が治った場合

「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいう。

6 事後重症による年金

「事後重症による年金」とは、傷病により障害の状態にあるものが、障害認定日において政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなかった場合で、当該傷病による障害により 65 歳に達する日の前日までに、政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当し、かつ、65 歳に達する日の前日までに裁定請求のあった場合に支給する年金をいう。

7 基準傷病、基準障害、はじめて2級による年金

- (1) 「基準傷病」とは、既に発している傷病による障害と、新たに発した傷病(既に発している傷病の初診日以後に初診日のある傷病に限る。)による障害を併合して、初めて、障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態に至った場合における新たに発した当該傷病をいう。
- (2) 「基準障害」とは、基準傷病による障害をいう。
- (3) 「はじめて2級による年金」とは、既に基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準障害と他の障害とを併合して障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態に至った場合に支給される障害基礎年金及び障害厚生年金をいう。

第7節／肢体の障害

肢体の障害による障害の程度は、「上肢の障害」、「下肢の障害」、「体幹・脊柱の機能の障害」及び「肢体の機能の障害」に区分し、次により認定する。

第1 上肢の障害

1 認定基準

上肢の障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障 害 の 状 態
国年令 別 表	1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢の用を全く廃したもの」という。）
		両上肢のすべての指を欠くもの（以下「両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
		両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢のすべての指の用を全く廃したもの」という。）
	2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの（以下「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
		両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの（以下「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの」という。）
		一上肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「一上肢の用を全く廃したもの」という。）
		一上肢のすべての指を欠くもの（以下「一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの」という。）
		一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの（以下「一上肢のすべての指の用を全く廃したもの」という。）
		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

厚 年 令	別 表 第 1	3 級	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
			長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
			一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの（以下「一上肢のおや指及びひとさし指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ、一上肢の3指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの」という。）
			おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
			身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	別 表 第 2	障害手当金	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
			長管状骨に著しい転位変形を残すもの
			一上肢の2指以上を失ったもの（以下「一上肢の2指以上を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの」という。）
			一上肢のひとさし指を失ったもの（以下「一上肢のひとさし指を近位指節間関節以上で欠くもの」という。）
			一上肢の3指以上の用を廃したもの
			ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
			一上肢のおや指の用を廃したもの
			身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

2 認定要領

上肢の障害は、機能障害、欠損障害及び変形障害に区分する。

(1) 機能障害

ア 「両上肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両上肢の用を全く廃したもの」とは、両上肢の3大関節中それぞれ2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの

(ウ) 筋力が著減又は消失しているもの

なお、認定に当たっては、一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

イ 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一上肢の用を全く廃したもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したものの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの

(ウ) 筋力が著減又は消失しているもの

ウ 「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、両上肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）をいう。

なお、認定に当たっては、一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

エ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時（起床より就寝まで）固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいう。

オ 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の3分の2以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時ではないが、固定装具を必要とする程度の動揺関節、習慣性脱臼）をいう。

(注) 関節に著しい機能障害がない場合であっても、関節に機能障害を残すもの（「関節の他動可動域が健側の他動可動域の5分の4以下に制限されたもの」又は「これと同程度の障害を残すもの（例えば、固定装具を必要としない程度の動揺関節、習慣性脱臼）」をいう。）

に該当する場合は、第2章「併合等認定基準(併合判定参考表の12号)」にも留意すること。

カ 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「上肢の指の用を全く廃したもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、瘢痕による指の埋没又は不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのと同程度の機能障害があるものをいう。

キ 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいう。

ク 「指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの

(イ) 中手指節関節(MP)又は近位指節間関節(P I P)(おや指にあっては、指節間関節(I P))に著しい運動障害(他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの

ケ 「身体機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの(例えば、一上肢の3大関節中1関節が不良肢位で強直しているもの)又は両上肢に機能障害を残すもの(例えば、両上肢の3大関節中それぞれ1関節の筋力が半減しているもの)をいう。

なお、両上肢に障害がある場合の認定に当たっては、一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

コ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、次により取り扱う。

(ア) 一上肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものや両上肢の3大関節中1関節以上にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定する。

ただし、そう入置換してもなお、一上肢については「一上肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するとき、両上肢については「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。

(イ) 障害の程度を認定する時期は、人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。

サ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、一上肢に機能障害を残すもの（例えば、一上肢の3大関節中1関節の筋力が半減しているもの）をいう。

シ 前腕の他動可動域が健側の他動可動域の4分の1以下に制限されたものは、上記サと同程度の障害を残すもの（第2章「併合等認定基準(併合判定参考表の10号)」）とする。

ス 日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。

- (ア) さじで食事をする
- (イ) 顔を洗う（顔に手のひらをつける）
- (ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）
- (エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）
- (オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）
- (カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）

(2) 欠損障害

ア 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの」とは、必ず両上肢のおや指を基部から欠き、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指を基部から欠くものである。

イ 「指を失ったもの」とは、おや指については指節間関節（IP）、その他の指については近位指節間関節（PIP）以上で欠くものをいう。

なお、いずれも切断又は離断による障害の程度を認定する時期は、原則として、切断又は離断をした日（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。

ただし、障害手当金を支給すべきときは、創面が治癒した日とする。

(3) 変形障害

ア 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（偽関節は、骨幹部又は骨幹端部に限る。）

- (ア) 上腕骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- (イ) 橈骨及び尺骨の両方に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

なお、いずれも運動機能に著しい障害はないが、上腕骨、橈骨又は尺骨に偽関節を残すもの（「一上肢に偽関節を残すもの」という。）は、障害手当金（第2章「併合等認定基準(併合判定参考表の8号)」）に相当する

ものとして認定する。

イ 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 上腕骨に変形を残すもの

(イ) 橈骨又は尺骨に変形を残すもの

ただし、変形とは外部から観察できる程度（15度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱わない。

(4) 関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価

測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

ア 関節の運動に関する評価については、各関節の主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。

なお、各関節の主要な運動は次のとおりである。

部 位	主要な運動
肩 関 節	屈曲・外転
肘 関 節	屈曲・伸展
手 関 節	背屈・掌屈
前 腕	回内・回外
手 指	屈曲・伸展

イ 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。

ただし、両側に障害を有する場合にあつては、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。

ウ 各関節の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。

(ア) 筋力 (イ) 巧緻性 (ウ) 速さ (エ) 耐久性

なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状態から上肢の障害を総合的に認定する。

第2 下肢の障害

1 認定基準

下肢の障害については、次のとおりである。

令別表		障害の程度	障 害 の 状 態
国年令 別 表	1 級		両下肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「両下肢の用を全く廃したもの」という。）
			両下肢を足関節以上で欠くもの
	2 級		両下肢のすべての指を欠くもの（以下「両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの」という。）
			一下肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「一下肢の用を全く廃したもの」という。）
			一下肢を足関節以上で欠くもの
			身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚 年 令	別 表 第 1	3 級	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
			長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
			一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
			両下肢の10趾の用を廃したもの
			身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	別 表 第 2	障害手当金	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
			一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
			長管状骨に著しい転位変形を残すもの
			一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの（以下「一下肢の第1趾又は他の4趾を中足趾節関節以上で欠くもの」という。）
			一下肢の5趾の用を廃したもの
			身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

2 認定要領

下肢の障害は、機能障害、欠損障害、変形障害及び短縮障害に区分する。

(1) 機能障害

ア 「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両下肢の用を全く廃したもの」とは、両下肢の3大関節中それぞれ2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの

(ウ) 筋力が著減又は消失しているもの

ただし、両下肢それぞれの膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように、両下肢の3大関節中単にそれぞれ1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その両下肢を歩行時に使用することができない場合には、「両下肢の用を全く廃したもの」と認定する。

なお、認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

イ 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一下肢の用を全く廃したもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの

(ウ) 筋力が著減又は消失しているもの

ただし、膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合には、「一下肢の用を全く廃したもの」と認定する。

ウ 「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、両下肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）をいう。

なお、認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

エ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の 2 分の 1 以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時（起床より就寝まで）固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいう。

オ 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の 3 分の 2 以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時ではないが、固定装具を必要とする程度の動揺関節、習慣性脱臼）をいう。

（注） 関節に著しい機能障害がない場合であっても、関節に機能障害を残すもの（「関節の他動可動域が健側の他動可動域の 5 分の 4 以下に制限されたもの」又は「これと同程度の障害を残すもの（例えば、固定装具を必要としない程度の動揺関節、習慣性脱臼）」をいう。）に該当する場合は、第 2 章「併合等認定基準（併合判定参考表の 12 号）」にも留意すること。

カ 「足趾の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 第 1 趾は、末節骨の 2 分の 1 以上、その他の 4 趾は遠位趾節間関節(D I P) 以上で欠くもの

(イ) 中足趾節関節(M P)又は近位趾節間関節(P I P)(第 1 趾にあつては、趾節間関節(I P))に著しい運動障害（他動可動域が健側の他動可動域の 2 分の 1 以下に制限されたもの）を残すもの

なお、両下肢に障害がある場合の認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

キ 「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、一下肢の 3 大関節中 1 関節が不良肢位で強直しているもの）又は両下肢に機能障害を残すもの（例えば、両下肢の 3 大関節中それぞれ 1 関節の筋力が半減しているもの）をいう。

なお、両下肢に障害がある場合の認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

ク 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、次により取り扱う。

(7) 一下肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものや両下肢の3大関節中1関節以上にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定する。

ただし、そう入置換してもなお、一下肢については「一下肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するとき、両下肢については「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。

(イ) 障害の程度を認定する時期は、人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。

ケ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、一下肢に機能障害を残すもの(例えば、一下肢の3大関節中1関節の筋力が半減しているもの)をいう。

コ 日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。

- (7) 片足で立つ
- (イ) 歩く(屋内)
- (ウ) 歩く(屋外)
- (エ) 立ち上がる
- (オ) 階段を上る
- (カ) 階段を下りる

(2) 欠損障害

ア 「足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいう。

イ 「趾を欠くもの」とは、中足趾節関節(MP)から欠くものをいう。

なお、いずれも切断又は離断による障害の程度を認定する時期は、原則として、切断又は離断をした日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。

ただし、障害手当金を支給すべきときは、創面が治癒した日とする。

(3) 変形障害

ア 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。(偽関節は、骨幹部又は骨幹端部に限る。)

(ア) 大腿骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

(イ) 脛骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

なお、いずれも運動機能に著しい障害はないが、大腿骨又は脛骨に偽関節を残すもの(「一下肢に偽関節を残すもの」という。)は、障害手当金(第2章「併合等認定基準(併合判定参考表の8号)」)に相当する

ものとして認定する。

イ 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 大腿骨に変形を残すもの

(イ) 脛骨に変形を残すもの（腓骨のみに変形を残すものについても、その程度が著しい場合はこれに該当する）

ただし、変形とは外部から観察できる程度（15 度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱わない。

(4) 短縮障害

下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測による。

ア 一下肢が健側の長さの 4 分の 1 以上短縮した場合は、「一下肢の用を全く廃したもの」に該当するものとして認定する。

イ 一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短縮した場合は、「一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当するものとして認定する。

(5) 関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価

測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

ア 関節の運動に関する評価については、各関節の主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。

なお、各関節の主要な運動は次のとおりである。

部 位	主要な運動
股 関 節	屈曲・伸展
膝 関 節	屈曲・伸展
足 関 節	背屈・底屈
足 指	屈曲・伸展

イ 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。

ただし、両側に障害を有する場合には、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。

ウ 各関節の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。

(ア) 筋力 (イ) 巧緻性 (ウ) 速さ (エ) 耐久性

なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状態から下肢の障害を総合的に認定する。

第3 体幹・脊柱の機能の障害

1 認定基準

体幹・脊柱の機能の障害については、次のとおりである。

令別表		障害の程度	障 害 の 状 態
国年令 別 表		1 級	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
			身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		2 級	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
			身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚 年 令	別 表 第 1	3 級	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	別 表 第 2	障害手当金	脊柱の機能に障害を残すもの

2 認定要領

(1) 体幹の機能の障害

体幹の機能障害は、高度体幹麻痺を後遺した脊髄性小児麻痺、脳性麻痺等によって生じるものである。

ア 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいい、「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位又は坐位から自力のみで立ち上れず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることができる程度の障害をいう。

イ 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動

が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいう。

(2) 脊柱の機能の障害

脊柱の機能障害は、脊柱の脱臼骨折又は強直性脊椎炎等によって生じるもので、荷重機能障害と運動機能障害がある。

ア 荷重機能障害は、脊柱の支持機能の障害で、日常生活及び労働に及ぼす影響が大きいので重視する必要がある。

なお、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、日常生活における動作が一人でできるが非常に不自由な場合、又はこれに近い状態をいう。

イ 日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。

- (ア) ズボンの着脱(どのような姿勢でもよい)
- (イ) 靴下を履く(どのような姿勢でもよい)
- (ウ) 座る(正座、横すわり、あぐら、脚なげ出し)
- (エ) 深くおじぎ(最敬礼)をする
- (オ) 立ち上がる

ウ 運動機能障害は、基本的には、前屈・後屈運動のみの測定で可とするが、脊柱全体の運動機能をみる必要がある場合は回旋・側屈を測定し認定する。

(ア) 「脊柱の機能に著しい障害を残すもの」とは、脊柱又は背部・軟部組織の明らかな器質的変化のため、脊柱の他動可動域が参考可動域の2分の1以下に制限されたものをいう。

(イ) 「脊柱の機能に障害を残すもの」とは、脊柱又は背部・軟部組織の明らかな器質的変化のため、脊柱の他動可動域が参考可動域の4分の3以下に制限されている程度のもや頭蓋・上位頸椎間の著しい異常可動性が生じたものをいう。

しかし、傷病の部位がゆ合してその部位のみについてみると運動不能であつても、他の部位が代償して脊柱に運動障害は軽度あるいはほとんど認められない場合が多いので、脊柱全体の運動機能、すなわち、前記イのような日常生活における動作を考慮し認定する。

エ 脊柱可動域の測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。

オ 神経機能障害との関係

認定に当たっては、単に脊柱の運動障害のみでなく、随伴する神経系統の障害を含め、総合的に認定する。

第4 肢体の機能の障害

1 認定基準

肢体の機能の障害については、次のとおりである。

令別表		障害の程度	障 害 の 状 態
国 年 令 別 表		1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚 年 令	別 表 第 1	3 級	身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

2 認定要領

- (1) 肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害(脳血管障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、進行性筋ジストロフィー等)の場合には、本節「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹・脊柱の機能の障害」に示したそれぞれの認定基準と認定要領によらず、「第4 肢体の機能の障害」として認定する。
- (2) 肢体の機能の障害の程度は、関節可動域、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定する。
 なお、他動可動域による評価が適切ではないもの(例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの)については、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定する。
- (3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	1. 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2. 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの
2 級	1. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 四肢に機能障害を残すもの
3 級	一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの

(注) 肢体の機能の障害が両上肢、一上肢、両下肢、一下肢、体幹及び脊柱の範囲内に限られている場合には、それぞれの認定基準と認定要領によって認定すること。

なお、肢体の機能の障害が上肢及び下肢の広範囲にわたる場合であって、上肢と下肢の障害の状態が相違する場合には、障害の重い肢で障害の程度を判断し、認定すること。

(4) 日常生活における動作と身体機能との関連は、厳密に区別することができないが、おおむね次のとおりである。

ア 手指の機能

- (ア) つまむ(新聞紙が引き抜けない程度)
- (イ) 握る(丸めた週刊誌が引き抜けない程度)
- (ウ) タオルを絞る(水をきれる程度)
- (エ) ひもを結ぶ

イ 上肢の機能

- (ア) さじで食事をする
- (イ) 顔を洗う(顔に手のひらをつける)
- (ウ) 用便の処置をする(ズボンの前のところに手をやる)
- (エ) 用便の処置をする(尻のところに手をやる)
- (オ) 上衣の着脱(かぶりシャツを着て脱ぐ)
- (カ) 上衣の着脱(ワイシャツを着てボタンをとめる)

ウ 下肢の機能

- (ア) 片足で立つ
- (イ) 歩く(屋内)
- (ウ) 歩く(屋外)
- (エ) 立ち上がる
- (オ) 階段を上る
- (カ) 階段を下りる

なお、手指の機能と上肢の機能とは、切り離して評価することなく、手指の機能は、上肢の機能の一部として取り扱う。

- (5) 身体機能の障害の程度と日常生活における動作の障害との関係を参考として示すと、次のとおりである。

ア 「用を全く廃したもの」とは、日常生活における動作のすべてが「一人で全くできない場合」又はこれに近い状態をいう。

イ 「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいう。

ウ 「機能障害を残すもの」とは、日常生活における動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできてもやや不自由な場合」をいう。

第9節／神経系統の障害

神経系統の障害による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

神経系統の障害については、次のとおりである。

令別表		障害の程度	障 害 の 状 態
国年令別表		1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚年令	別表第1	3 級	身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
			神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	別表第2	障害手当金	身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
			神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

2 認定要領

- (1) 肢体の障害の認定は、本章「第7節 肢体の障害」に示した認定要領に基づいて認定を行う。
- (2) 脳の器質障害については、神経障害と精神障害を区別して考えることは、その多岐にわたる臨床症状から不能であり、原則としてそれらの諸症状を総合し、全体像から総合的に判断して認定する。
- (3) 疼痛は、原則として認定の対象とならないが、四肢その他の神経の損傷によって生じる灼熱痛、脳神経及び脊髄神経の外傷その他の原因による神経痛、根性疼痛、悪性新生物に随伴する疼痛等の場合は、疼痛発作の頻度、強さ、持続時間、疼痛の原因となる他覚的所見等により、次のように取り扱う。

- ア 軽易な労働以外の労働に常に支障がある程度のものは、3級と認定する。
 - イ 一般的な労働能力は残存しているが、疼痛により時には労働に従事することができなくなり、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるものは、障害手当金に該当するものと認定する。
- (4) 神経系の障害により次のいずれかの状態を呈している場合は、原則として初診日から起算して1年6月を経過した日以前であっても障害認定日として取り扱う。
- ア 脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から6月経過した日以後に、医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるとき。
 - イ 現在の医学では、根本的治療方法がない疾病であり、今後の回復は期待できず、初診日から6月経過した日以後において気管切開下での人工呼吸器（レスピレーター）使用、胃ろう等の恒久的な措置が行われており、日常の用を弁ずることができない状態であると認められるとき。



(別添2)

年管管発 0529 第 1 号

平成 24 年 5 月 29 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
の項目改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」については、平成 24 年 5 月 29 日付け年管発 0529 第 1 号をもって、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長あてに通知されたところであるが、これに伴い、認定事務をより円滑に行うため、診断書（肢体の障害用）様式第 120 号の 3 の項目の一部を別紙のとおり改正し、平成 24 年 9 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、平成 24 年 9 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することができる。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意されたい。



年管管発 0529 第 1 号
平成 24 年 5 月 29 日

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
の項目改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」については、平成 24 年 5 月 29 日付け年管発 0529 第 1 号をもって、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より貴職あてに通知されたところですが、これに伴い、認定事務をより円滑に行うため、診断書（肢体の障害用）様式第 120 号の 3 の項目の一部を別紙のとおり改正し、平成 24 年 9 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

なお、平成 24 年 9 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することができます。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意願います。



年管管発 0529 第 1 号
平成 24 年 5 月 29 日

地方公務員共済組合連合会理事長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
の項目改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」については、平成 24 年 5 月 29 日付け年管発 0529 第 1 号をもって、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より貴職あてに通知されたところですが、これに伴い、認定事務をより円滑に行うため、診断書（肢体の障害用）様式第 120 号の 3 の項目の一部を別紙のとおり改正し、平成 24 年 9 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

なお、平成 24 年 9 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することができます。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意願います。



年管管発 0529 第 1 号
平成 24 年 5 月 29 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
の項目改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」については、平成 24 年 5 月 29 日付け年管発 0529 第 1 号をもって、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より貴職あてに通知されたところですが、これに伴い、認定事務をより円滑に行うため、診断書（肢体の障害用）様式第 120 号の 3 の項目の一部を別紙のとおり改正し、平成 24 年 9 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

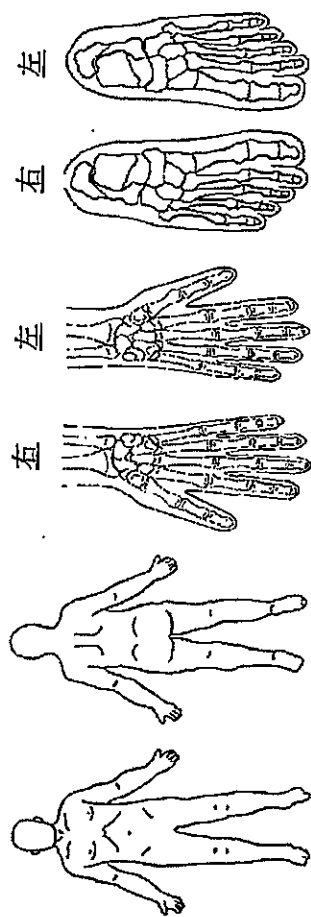
なお、平成 24 年 9 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することができます。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意願います。

◎ 診断書 (肢体の障害用) 様式第 120 号の 3

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前																					
(表面) 氏 名 昭和 年 月 日生 (歳) 性別 男・女 生年月日 住所 住所地の郵便番号 都道府県 市区 住所 住所地の郵便番号 市区 ①～⑨ (略)		(表面) 氏 名 昭和 年 月 日生 (歳) 男・女 平成 住所 住所地の郵便番号 市区 住所 住所地の郵便番号 市区 ①～⑨ (略)																					
⑩ 計測 (平成 年 月 日計測) <table border="1"><tr><td>身長</td><td>cm</td><td>血 圧</td><td>最高</td><td>mmHg</td></tr><tr><td>体重</td><td>kg</td><td></td><td>最低</td><td>mmHg</td></tr></table> 障害の状態 (平成 年 月 日現症)		身長	cm	血 圧	最高	mmHg	体重	kg		最低	mmHg	⑩ 計測 <table border="1"><tr><td>身長</td><td>cm</td><td>血 圧</td><td>最大</td><td>mmHg</td></tr><tr><td>体重</td><td>kg</td><td></td><td>最小</td><td>mmHg</td></tr></table> 障害の状態 (平成 年 月 日現症)		身長	cm	血 圧	最大	mmHg	体重	kg		最小	mmHg
身長	cm	血 圧	最高	mmHg																			
体重	kg		最低	mmHg																			
身長	cm	血 圧	最大	mmHg																			
体重	kg		最小	mmHg																			

① 切断又は離断・変形・麻痺



切断又は離断日 平成 年 月 日
 創面 治ゆ日 平成 年 月 日

☐ 切断 ☐ 変形 ☐ 感覚麻痺 ☐ 運動麻痺
☐ 離断

① 切・離断

部位	手関節	前腕	肘関節	上腕	肩関節	リスフラン 関節
右						
左						

部位	ショパール 関節	足関節	下腿	膝関節	大腿	股関節
右						
左						

手（足）関節、手（足）指の切・離断の場合は、レントゲンフィルム像
 を図示してください。

切・離断日 平成 年 月 日
 創面治ゆ日 平成 年 月 日

切断又は離断の場 合の神経・運動障害	断端の痛み 有・無	有・無	すぐ上の関節の異常 (有の場合は⑩欄に記入してください。)
外 観	弛緩性・痙直性・不随意運動性・失調性・強剛性・しんせん性 脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他（心因性のもの と思われる場合は、その旨を右に記入してください。）		
起因部位	)		
種類及びその程度	感覚麻痺（脱失・鈍麻・過敏・異常） 運動麻痺		
反射	右		
	上肢	下肢	バビンスキー反射 その他の病的反射
反射	左		
	上肢	下肢	バビンスキー反射 その他の病的反射
その他	排尿障害 有・無 排便障害 有・無 褥瘡又はその癒痕 有・無		

⑫ 脊柱の障害

脊 柱 の 他 動 可 動 域						
部 位	前 屈	後 屈	右側屈	左側屈	右回旋	左回旋
頸 部						
胸腰部						

随伴する脊髄・根症状などの臨床症状

神経・運動障害	断端の痛み 有・無	有・無	すぐ上の関節の異常 (有の場合は⑩欄に記入してください。)
---------	--------------	-----	----------------------------------

⑫ 脊柱の障害

脊 柱 の 可 動 域							
部 位	運動の 種類	前 屈	後 屈	右側屈	左側屈	右回旋	左回旋
頸 部	自動的 他動的						
胸腰部	自動的 他動的						

随伴する脊髄・根症状などの臨床症状

⑬ 麻痺

外 観	弛緩性・痙直性・不随意運動性・失調性・強剛性・しんせん性			
起因部位	脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他（心因性のものと思われる場合は、その旨記入してください。）			
種類及びその程度	知覚麻痺（脱失・鈍麻・過敏・異常） 運動麻痺			
反射	右			
	上肢	下肢	バビンスキー反射	その他の病的反射
反射	左			
	上肢	下肢	バビンスキー反射	その他の病的反射
その他	排尿障害 有・無 排便障害 有・無 褥瘡又はその痕 有・無			

⑭ 人工骨頭・人工関節の装着の状態（略）

⑮ 握力（略）

⑯ 手（足）指関節の他動可動域（略）

⑭ 人工骨頭・人工関節の装着の状態（略）

⑮ 握力（略）

⑯ 手（足）指関節の自動可動域（略）

(裏面)

障害の状態 (平成 年 月 日 現症)

⑯ 関節可動域及び筋力

部位	運動の種類	右				筋力	消失
		関節可動域(角度)		正常	やや減		
		強直肢位	他動可動域				
肩関節	屈曲						
	伸展						
	内転						
	外転						
肘関節	屈曲						
	伸展						
前腕	回旋内						
	回旋外						
手関節	背屈						
	掌屈						
股関節	屈曲						
	伸展						
	内転						
	外転						
膝関節	屈曲						
	伸展						
足関節	背屈						
	底屈						

(裏面)

障害の状態 (平成 年 月 日 現症)

⑰ 関節可動域及び運動筋力

部位	運動の種類	右				関節運動筋力	消失
		関節可動域 (角度)		正常	やや減		
		強直肢位	自他動可動域				
肩関節	屈曲						
	伸展						
	内転						
	外転						
肘関節	屈曲						
	伸展						
手関節	背屈						
	掌屈						
股関節	屈曲						
	伸展						
	内転						
	外転						
膝関節	屈曲						
	伸展						
足関節	背屈						
	底屈						

左									
部位	運動の種類	関節可動域(角度)			筋力				
		強直肢位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	
肩関節	屈曲								
	伸展								
	内転								
	外転								
肘関節	屈曲								
	伸展								
前腕	回旋内								
	回旋外								
手関節	背屈								
	掌屈								
股関節	屈曲								
	伸展								
	内転								
	外転								
膝関節	屈曲								
	伸展								
足関節	背屈								
	底屈								

㊦ 四肢長及び四肢囲 (略)

左									
部位	運動の種類	関節可動域(角度)			関節運動筋力				
		強直肢位	自動可動域	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失
肩関節	屈曲								
	伸展								
	内転								
	外転								
肘関節	屈曲								
	伸展								
手関節	背屈								
	掌屈								
股関節	屈曲								
	伸展								
	内転								
	外転								
膝関節	屈曲								
	伸展								
足関節	背屈								
	底屈								

㊧ 四肢長及び四肢囲 (略)

股関節屈曲位は次の何方ですか
 1 膝屈曲位
 2 膝伸展位

股関節屈曲位は次のどちらですか
 1 膝屈曲位
 2 膝伸展位

⑩ 日常生活における動作の障害の程度

補助用具を使用しない状態で判断してください。

一人ですぐでできる場合には・・・「○」
 一人ですぐでもやや不自由な場合には・・・「○△」
 一人でできるが非常に不自由な場合には・・・「△×」
 一人で全くできない場合には・・・「×」

該当する記号を下欄に
記入してください。

日常生活における動作		右	左
a	つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)		
b	握る (丸めた週刊誌が引き抜けない程度)		
c	タオルを絞る (水をきれる程度)	両手	
d	ひもを結ぶ	両手	
e	さじで食事をする		
f	顔を洗う (顔に手のひらをつける)		
g	用便の処置をする(ズボンの前ところに手をやる)		
h	用便の処置をする(尻のところに手をやる)		
i	上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手	
j	上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手	
k	ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手	
l	靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手	

⑪ 日常生活動作の障害の程度

補助用具を使用しない状態で判断してください。

一人ですぐでできる場合には・・・「○」
 一人ですぐでもやや不自由な場合には・・・「○△」
 一人でできるが非常に不自由な場合には・・・「△×」
 一人で全くできない場合には・・・「×」

該当する記号を下欄に
記入してください。

日常生活動作		右	左
a	つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)		
b	握る (丸めた週刊誌が引き抜けない程度)		
c	タオルを絞る (水をきれる程度)	両手	
d	ひもを結ぶ	両手	
e	さじで食事をする		
f	顔を洗う (顔に手のひらをつける)		
g	用便の処置をする(ズボンの前ところに手をやる)		
h	用便の処置をする(尻のところに手をやる)		
i	上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手	
j	上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手	
k	ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手	
l	靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手	

日常生活における動作			右	左
m	片足で立つ			
n	座る〔正座、横すわり、あぐら、 <u>脚なげだし</u> 〕 (このような姿勢を継続する)			
o	深くおじぎ(最敬礼)をする			
p	歩く(屋内)			
q	歩く(屋外)			
r	立ち上がる	ア 支持なし イ 支持があればでき でできる	ウ 支持があればでき るがやや不自由 るが非常に不自由	エ 支持があつて もできない
s	階段を <u>上</u> る	ア 手すりなし イ 手すりがあればでき でできる	ウ 手すりがあればでき るがやや不自由 るが非常に不自由	エ 手すりがあつて もできない
t	階段を <u>下</u> りる	ア 手すりなし イ 手すりがあればでき でできる	ウ 手すりがあればでき るがやや不自由 るが非常に不自由	エ 手すりがあつて もできない

平衡機能

(略)

㊤ 補助用具使用状況

該当する数字を○で囲み、右のア・イのいずれかの使用状況を選び、〔 〕内に記載してください。

- 1 〔 〕 1 上肢補装具 2 〔 〕 2 下肢補装具 (左・右) { ア 常時(起床より就寝まで)使用
3 〔 〕 3 杖 () 4 〔 〕 4 松葉杖 (左・右) { イ 常時ではないが使用
5 〔 〕 5 車椅子 6 〔 〕 6 歩行車
7 〔 〕 7 その他 (具体的に)
8 補助用具は使用していない

使用状況を詳しく記入してください。

日常生活動作			右	左
m	片足で立つ			
n	座る〔正座・横すわり・あぐら・ <u>脚なげだし</u> 〕 (このような姿勢を継続する)			
o	深くおじぎ(最敬礼)をする			
p	歩く(屋内)			
q	歩く(屋外)			
r	立ち上がる	ア 支持なし イ 支持があればでき でできる	ウ 支持があればでき るがやや不自由 るが非常に不自由	エ 支持があつて もできない
s	階段を <u>登</u> る	ア 手すりなし イ 手すりがあればでき でできる	ウ 手すりがあればでき るがやや不自由 るが非常に不自由	エ 手すりがあつて もできない
t	階段を <u>降</u> りる	ア 手すりなし イ 手すりがあればでき でできる	ウ 手すりがあればでき るがやや不自由 るが非常に不自由	エ 手すりがあつて もできない

平衡機能

(略)

㊤ 補助用具使用状況

- 1 1 上肢補装具 2 2 下肢補装具 (左・右) { ア 常時(起床より就寝まで)使用
3 杖 () 4 松葉杖 (左・右) { イ ときどき使用
5 車椅子 6 歩行車
7 その他 (具体的に)
ウ 使用せず

左記の使用状況について、くわしく記入してください。

㉔ その他の精神・身体障害の状態

㉔ その他の精神・身体障害の状態

言語障害がある場合は該当するものを1つ○で囲んでください。

- (会話状態)
- 1 日常生活が誰が聞いても理解できる。
 - 2 電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない。
 - 3 日常生活が家族は理解できるが、他人は理解できない。
 - 4 日常生活が誰が聞いても理解できない。

㉔ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください)
(補助用具を使用しない状態で判断してください。)

㉔ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください)
(補助用具を使用しない状態で判断してください。)

㉔ 予後 (必ず記入してください)

㉔ 予後 (必ず記入してください)

㉔ 備考

㉔ 備考

記入上の注意

1～3 (略)

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

(1) 略

(2) ⑫の欄の「脊柱の他動可動域」、⑬の欄の「手(足)指関節の他動可動域」及び⑭の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によってください。

(3) ⑮の欄の「筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。

正 常・・・検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合

やや減・・・検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合

半 減・・・検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合

著 減・・・自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような

肢位では自動可能な場合

消 失・・・いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合

(4) ⑯の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は前上腸骨棘尖端より脛骨内果尖端までの距離を測ってください。また、上腕屈、前腕屈、下腿屈はその最大周囲径を、大腿屈は膝蓋上縁上 10 センチメートルの周囲径を測ってください。

(5) 脳血管障害などにより言語障害がある場合は、⑳の欄に会話状態などを記入してください。

記入上の注意

1～3 (略)

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

(1) 略

(2) ⑫の欄の「脊柱の可動域」、⑬の欄の「手(足)指関節の自動可動域」及び⑭の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によってください。

(3) ⑮の欄の「関節運動筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。

正 常・・・検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合

やや減・・・検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合

半 減・・・検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合

著 減・・・自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような

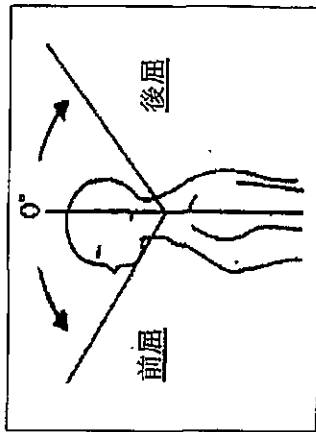
肢位では自動可能な場合

消 失・・・いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合

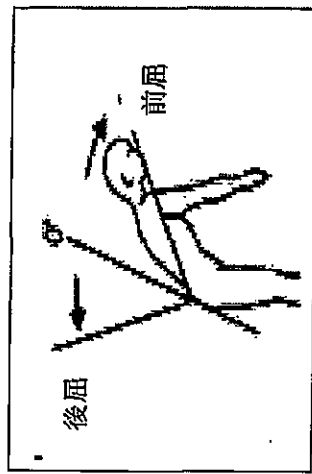
(4) ⑯の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は前上腸骨棘尖端より脛骨内果尖端までの距離を測ってください。また、上腕屈、前腕屈、下腿屈はその最大周囲径を、大腿屈は膝蓋上縁上 10 センチメートルの周囲径を測ってください。

(關節可動域測定參考圖)

頸部

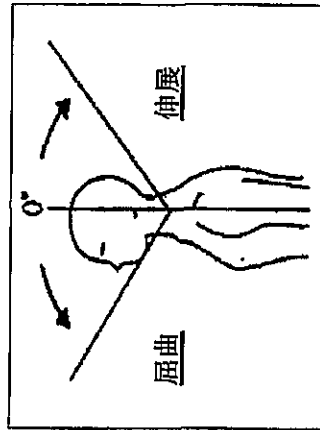


胸腰部

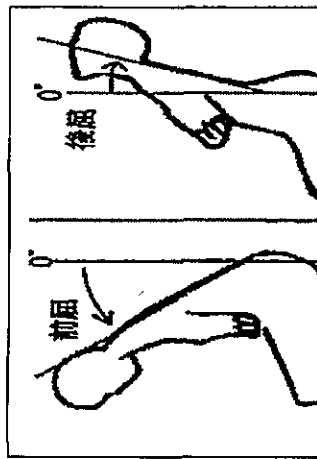


(關節可動域測定參考圖)

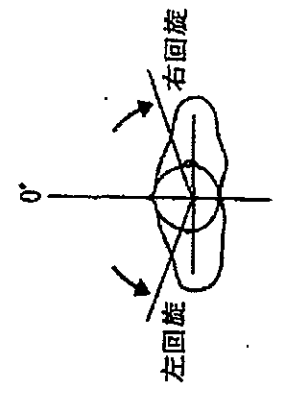
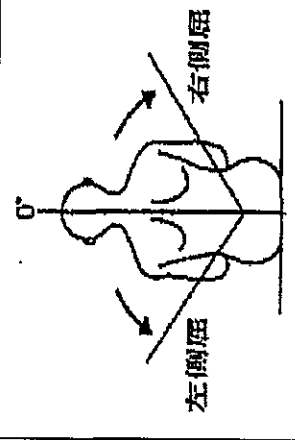
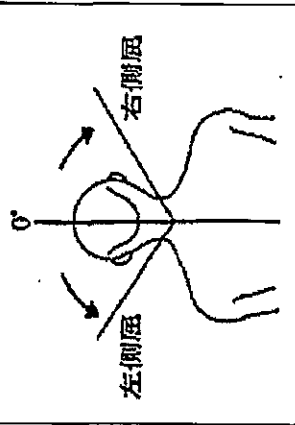
頸部



胸腰部



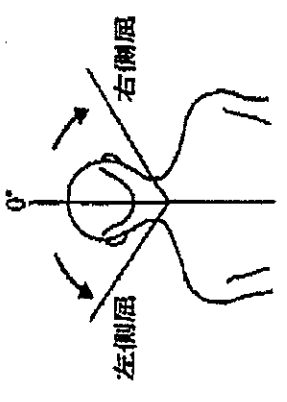
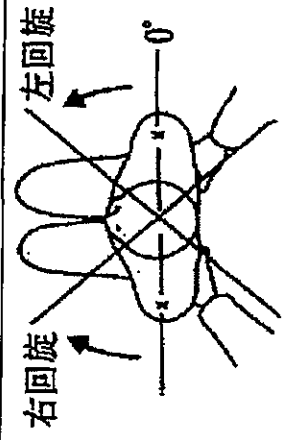
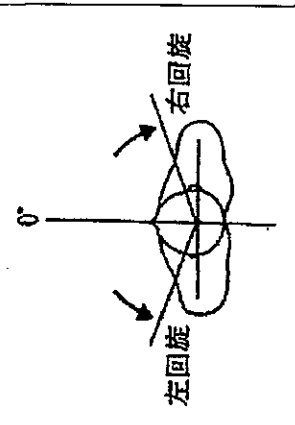
頸部



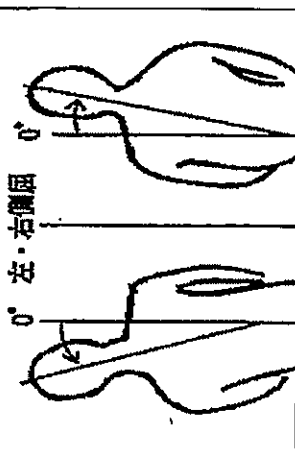
胸腰部



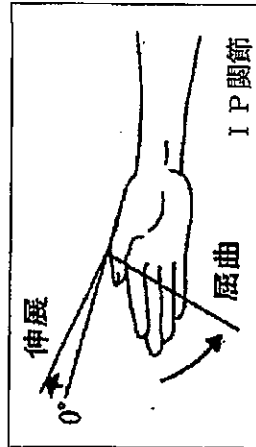
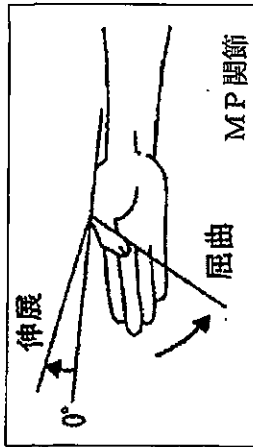
頸部



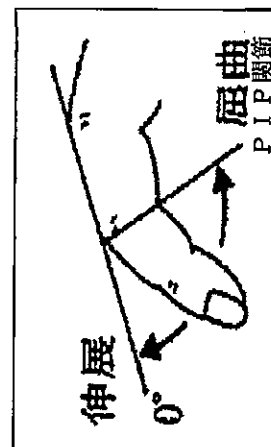
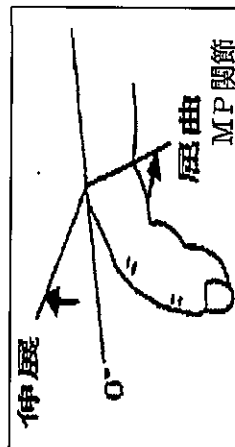
胸腰部



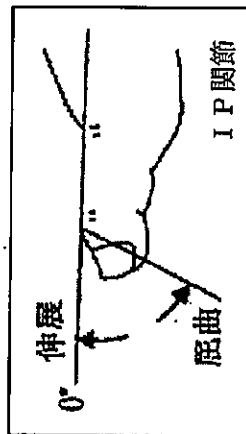
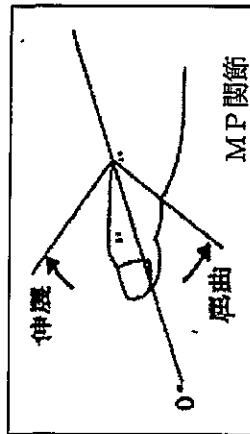
手指関節 (母指)



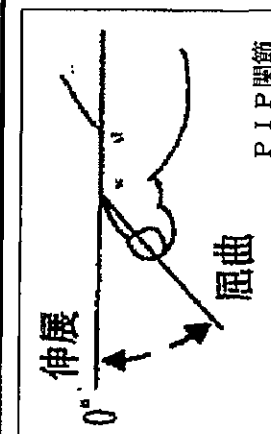
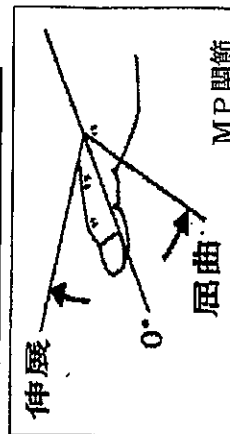
手指関節 (その他の指)



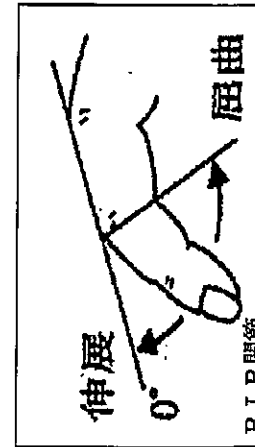
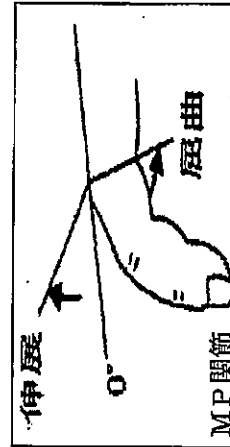
足指関節 (母指)



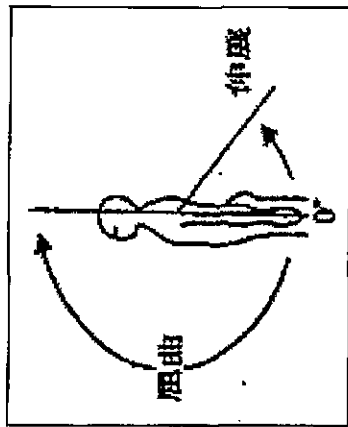
足指関節 (その他の指)



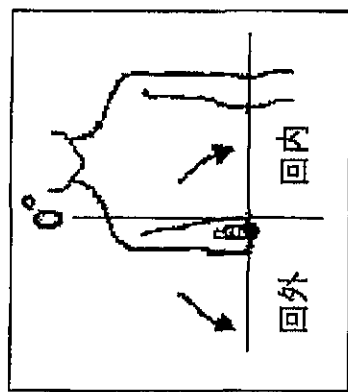
指関節



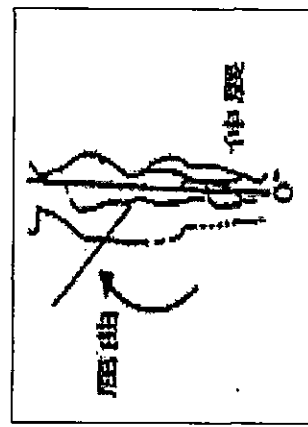
肩關節



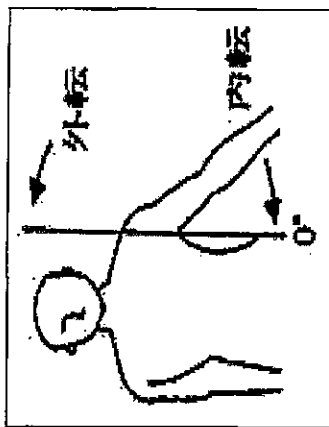
前腕



肘關節



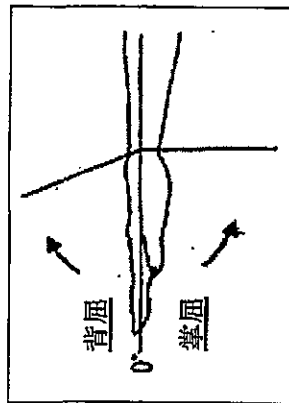
外轉



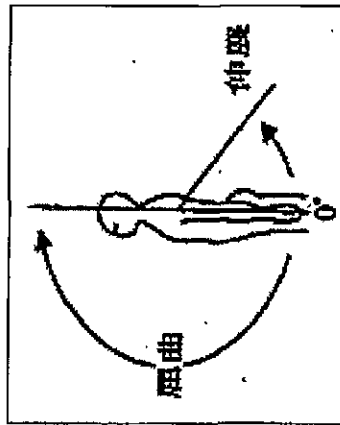
內轉



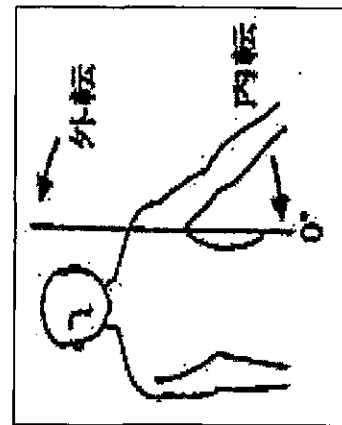
手關節



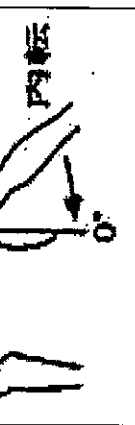
肩關節



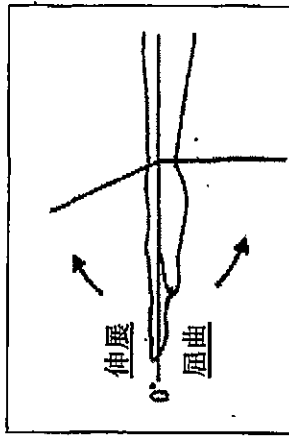
外轉



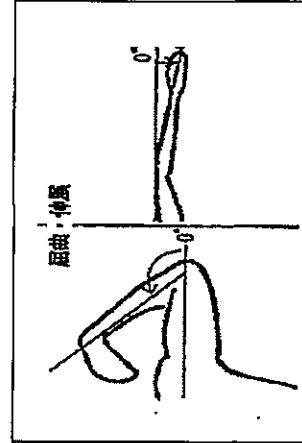
內轉



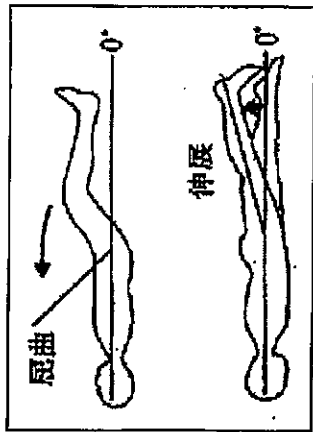
手關節



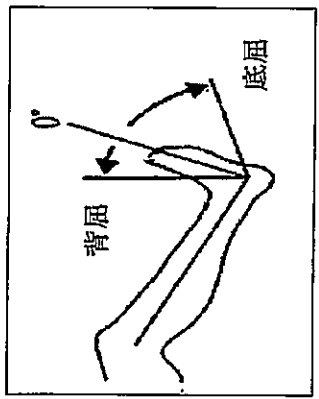
肘關節



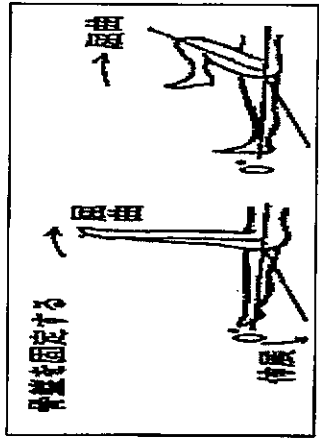
股関節



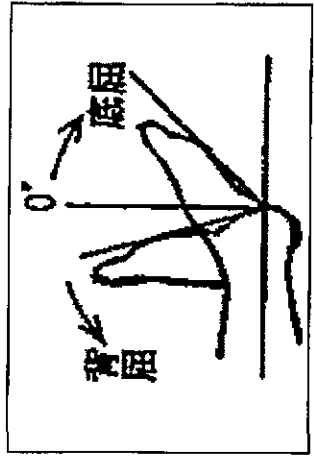
足関節



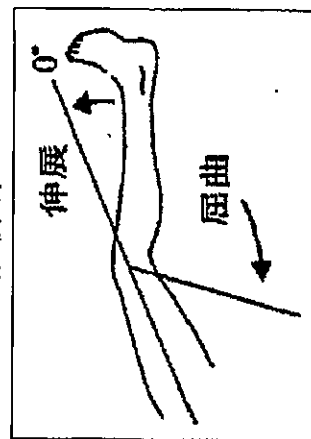
股関節



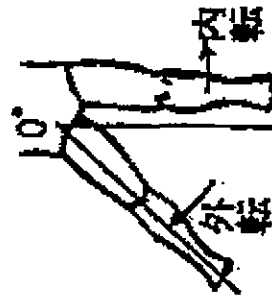
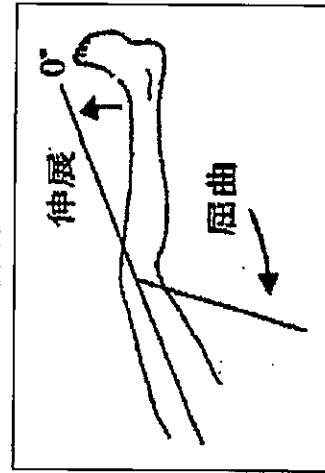
足関節



膝関節



膝関節



(肢)

国民年金
厚生年金保険

診 断 書 (肢体の障害用)

(フリガナ)氏名		生年月日		昭和 年 月 日生(歳)		性別 男・女	
住所		都道府県		市区			
① 障害の原因となった傷病名		② 傷病の発生日		昭和 年 月 日		診察(療)で申立て(認定)日	
		③ ①のため初めて医師の診察を受けた日		昭和 年 月 日		診察(療)で申立て(認定)日	
④ 傷病の原因又は誘因		初診年月日(昭和・平成 年 月 日)		⑤ 既存障害		⑥ 既往症	
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。)かどうか。		傷病が治っている場合 …… 治った日 平成 年 月 日		確 認 推 定			
		傷病が治っていない場合 …… 症状のよくなる見込		有・無・不明			
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見		初診年月日(昭和・平成 年 月 日)					
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項				診療回数		年 間 回 月平均 回	
⑩ 計(平成 年 月 日計測)		身長		cm		血 圧	
		体重		kg		最高 mmHg 最低 mmHg	
障害の状態(平成 年 月 日現症)							
 切断又は離断日 平成 年 月 日 創面治癒日 平成 年 月 日 切断 離断 × 変形 感覚麻痺 運動麻痺 感覚麻痺 運動麻痺							
切断又は離断の場合の神経・運動障害 外 観 弛緩性・痙攣性・不随意運動性・失調性・強剛性・しんせん性 起 因 部 位 脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他(心因性のもと思われる場合は、その旨を右に記入してください。) 種類及びその程度 感覚麻痺(脱失・鈍麻・過敏・異常) 運動麻痺 反 射 上肢 下肢 バビンスキー反射 その他の病的反射 その他 排尿障害 有・無 排便障害 有・無 褥創又はその癒傷 有・無 脊 柱 の 他 動 可 動 域 随伴する脊髄・根症状などの臨床症状 部 位 前屈 後屈 右側屈 左側屈 右回旋 左回旋 頸 部 胸腰部							
⑪ 人工骨頭・人工関節の装着の状態		部 位		手術日 平成 年 月 日		⑫ 握力	
						右 左	
						kg kg	
⑬ 他動可動域(手足指関節の)		部 位		母 指 示 指 中 指 環 指 小 指			
				屈 曲 伸 展 屈 曲 伸 展 屈 曲 伸 展 屈 曲 伸 展 屈 曲 伸 展			
		中手(足)指節間関節(MP)		右 左			
		近位指節間関節(PIP)		右 左			
		(母指では指節間関節)		右 左			

「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合は、それを記載した年月日を記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

(お願い) 関節可動域は、健側についても記入してください。

障害の状態 (平成 年 月 日 現症)															
部位	運動の種類	右					左								
		関節可動域 (角度)		筋力			関節可動域 (角度)		筋力						
		強直肢位	他動可動域	正常	++減	半減	著減	消失	強直肢位	他動可動域	正常	++減	半減	著減	消失
⑮ 関節可動域及び筋力	肩 関 節	屈 曲													
		伸 展													
		内 転													
	肘 関 節	屈 曲													
		伸 展													
		回 内													
	前 腕	回 外													
		背 屈													
		掌 屈													
	手 関 節	屈 曲													
		伸 展													
		内 転													
股 関 節	外 転														
	屈 曲														
	伸 展														
膝 関 節	内 転														
	外 転														
	屈 曲														
足 関 節	伸 展														
	背 屈														
	底 屈														
⑯ 四肢長及び四肢围		右					左								
		上肢長	上腕围	前腕围	下肢長	大腿围	下腿围	上肢長	上腕围	前腕围	下肢長	大腿围	下腿围		
		cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm		
⑰ 日常生活における動作の障害の程度	補助用具を使用しない状態で判断してください。														
	一人ですべてできる場合には 「○」 一人ですべてできてもやや不自由な場合には 「○△」 一人ですべてできないが非常に不自由な場合には 「△×」 一人で全くできない場合には 「×」														
	日常生活における動作														
	a つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)														
	b 握る (丸めた新聞紙が引き抜けない程度)														
	c タオルを絞る (水をきれる程度)														
	d ひもを結ぶ														
	e さじで食事をする														
	f 顔を洗う (顔に手のひらをつける)														
	g 用便の処置をする (スポンの前のところに手をやる)														
	h 用便の処置をする (尻のところに手をやる)														
	i 上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)														
j 上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)															
k スポンの着脱 (どのような姿勢でもよい)															
l 靴下を履く (どのような姿勢でもよい)															
1 閉眼での起立・立位保持の状態															
2 開眼での直線の10m歩行の状態															
3 自覚症状・他覚所見及び検査所見															
ア 可能である。 イ 不安定である。 ウ 不可能である。															
ア まっすぐ歩き通す。 イ 多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す。 ウ 転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。															
該当する数字を○で囲み、右の「ア・イ」のいずれかの使用状況を選び、〔 〕内に記載してください。															
1〔 〕上肢補装具 2〔 〕下肢補装具 (左・右) 3〔 〕杖 () 4〔 〕松葉杖 (左・右) 5〔 〕車椅子 6〔 〕歩行車 7〔 〕その他 (具体的に) 8 補助用具は使用していない															
使用状況を詳しく記入してください。															
⑱ その他の精神・身体障害の状態															
⑲ 現時の日常生活活動能力及労働能力 (必ず記入してください。)															
⑳ 予後 (必ず記入してください。)															
㉑ 備考															

500時間出
給2次のど
ちらですか
1 膝関節位
2 股関節位

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

(表面)

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。)

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕

2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。

3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

- (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
- (2) ②の欄の「脊柱の他動可動域」、⑤の欄の「手(足)指関節の他動可動域」及び⑥の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によってください。

(裏面へつづく)

(裏面)

(3) ⑤の欄の「筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。

- 正 常・・・検査者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減・・・検査者が手をかけた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半 減・・・検査者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著 減・・・自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合
消 失・・・いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合

(4) ⑥の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は前上脛骨棘尖端より脛骨内果尖端までの距離を測ってください。また、上腕囲、前腕囲、下腿囲はその最大周囲径を、大腿囲は膝蓋上縁上10センチメートルの周囲径を測ってください。

(5) 脳血管障害などにより言語障害がある場合は、②の欄に会話状態などを記入してください。

(関節可動域測定参考図)

